

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日ごと、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

◇告 示

身体障害者福祉法による医師の指定

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正

豚等の移入の禁止

鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更

基本測量の実施

基本測量の終了

規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を

改正する規則をここに公布する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「二百七十六円」を「二百七十九円」に、「三百九十六円」を「三百七十九円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年二月七日現在の地番による。）
大字吉田字澤ヶ谷	大字吉田字澤ヶ谷のうち四一四の二以外の区域
大字吉田字上ミ池	大字吉田字上ミ池のうち七〇八の八以外の区域
大字吉田字奈原谷	大字吉田字奈原谷の全域 大字吉田字澤ヶ谷四一四の二 大字吉田字上ミ池七〇八の八

鳥取県告示第五百二十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診療に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	木 村 修	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	貝 原 信 明	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院

外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	西土井 英 昭	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	清 水 法 男	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	岡 本 恒 之	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	呼吸器機能障害	石 川 重 二 郎	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	呼吸器機能障害	引 田 享	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	呼吸器機能障害	安 梅 正 則	東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院
内 科	呼吸器機能障害	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院
脳神経外科	肢体不自由	田 中 泰 明	米子市皆生一四八〇 労働福祉事業団山陰労災病院
内 科	心臓機能障害	遠 藤 哲	米子市皆生一四八〇 労働福祉事業団山陰労災病院
内 科	心臓機能障害	門 脇 重 成	岩美郡岩美町大字浦富六五二 岩美町国民健康保険岩美病院

内 科	心臓機能障害	鳥 飼 高 嗣	倉吉市瀬崎町二七一四十一 医療法人十字会野島病院
-----	--------	---------	-----------------------------

鳥取県告示第五百二十五号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「百二十一円」を「百二十四円」に改める。

鳥取県告示第五百二十六号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鹿児島県大口市の区域

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
その関係書類は、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局において一般の縦覧に供する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計画変更の方針

1 被害区域が県の東部及び山間部へ移行しつつあることにかんがみ、これらの地域においては、被害の拡大を防ぐため予防（特別防除）を重点とした防除を行う。

2 被害が終息しつつある地域にあつては、駆除（特別伐倒駆除等）を重点として感染源を完全に除去し、速やかな終息を図る。

二 計画変更の概要

一の方針に従い、特定措置を実施する区域について、所要の変更を行った。その結果、特定措置の種類ごとの実施区域の面積は、次のとおりとなつた。

特定措置の種類	変 更 前 (ヘクタール)	変 更 後 (ヘクタール)	増 減 (ヘクタール)
特別伐倒駆除	一、一六四	一、一三五	二九減

鳥取県公報

日 及 び 日 発 行
日 休 日 及 び 休 日 等
に 当 り 休 日 等
を 除 く

伐倒駆除	五、七四二	六、五五三	八一増
特別防除	(一三、四八六) (一、一七四)	(一三、七〇〇) (二、三八〇)	(一、二二四増) (二、二〇六増)
地上散布	四〇	三九	一減
樹種転換	四九五	三〇〇	一九五減
合 計	二二、一〇一	二四、一〇七	二、〇〇六増

(注) 特別防除の項の()内の数値は、緊急防除の実施区域の面積で外数であるが、合計の項の数値は、これを算入した数値である。

鳥取県告示第五百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)
- 二 作業期間 昭和六十年五月十日から同年十二月二十日まで
- 三 作業地域 岩美郡福部村、八頭郡智頭町及び佐治村並びに日野郡溝口町及び日野町

鳥取県告示第五百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量(国土基本図作成)
- 二 作業地域 米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び大山町並びに日野郡江府町及び溝口町
- 三 終了年月日 昭和六十年三月十日

社が行う土地改良事業 社営畜産基地建設事業東伯郡地区農用地整理事業
昭和六十年四月二十六日認可したので、同法第九十五条第四項の規定によ